

福島復興・再生に向けた取組状況

1. 福島の復興・再生に向けて
2. 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備
3. 避難指示解除区域での生活再開のための環境整備
4. 福島イノベーション・コースト構想の推進
5. 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化
6. (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の延長について

平成30年2月18日



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1. 福島復興・再生に向けて

- 福島の本格的な復興・再生に向け、改正福島特措法や福島復興再生基本方針に基づき、各種施策の具体化に取り組んできた。
- とりわけ、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備や解除地域における生活環境整備、産業・生業の再生や風評の払拭など、様々な課題に対応。
- これらの施策を着実に進めていくため、平成30年度予算案にも関連する事業を盛り込んだ。

主な施策の状況

（１）帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

双葉町、大熊町、浪江町の計画を認定済み。認定計画の具体化を推進するとともに、他の町村の計画策定を支援。

（２）避難指示解除区域での生活再開のための環境整備

公設民営商業施設の整備、小中学校の再開など、復興に向けた取組が進展。また、本年4月に福島県ふたば医療センターが開設予定。引き続き、医療・介護、教育、買い物環境などの生活環境整備に取り組む。

この他、避難指示が解除されていない大熊町・双葉町においては、一団地の復興拠点整備が本格化。また、避難先においても、復興公営住宅が平成29年度末に4,707戸完成予定。

（３）福島イノベーション・コースト構想の推進

2017年11月、福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催。分科会における意見も踏まえつつ、構想の具現化に引き続き取り組む。

（４）風評払拭への対応

2017年7月の復興大臣指示に基づき、同年12月、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。今後は、戦略の内容具体化に向けて取り組む。

2. 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。既に**3町（双葉、大熊、浪江）**の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「**推進会議**」を設置し、計画の具体化を推進するとともに、他の町村の**計画策定を支援**。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（平成29年9月15日認定）

○ J R 双葉駅を中心とする区域で、「新たな生活の場の創出（新市街地整備）」と「既成市街地の再生」を進め、避難指示解除準備区域で進める「新たな産業・雇用の場の創出」と常磐自動車道（仮称）双葉 I C 間の交通軸を連携させ、町の復興・再生を図る。

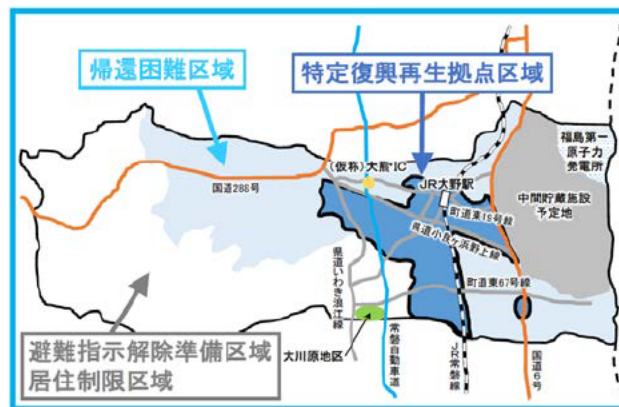
- ・区域面積：約555ha
- ・計画期間：平成34年8月まで
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R 常磐線双葉駅周辺の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域



大熊町（平成29年11月10日認定）

○ 居住制限区域において整備が進む大川原地区及び先行的に除染が進められている下野上地区の2つの拠点を繋げると共に、常磐自動車道（仮称）大熊 I C、J R 常磐線及び大野駅、国道6号線等を結び、町外とのアクセスを確保し、町の復興・再生を図る。

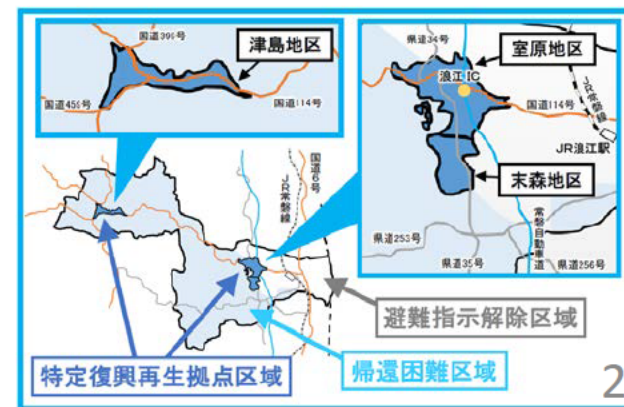
- ・区域面積：約860ha
- ・計画期間：平成34年9月まで
- ・避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで：J R 常磐線大野駅周辺等の一部区域
平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域



浪江町（平成29年12月22日認定）

○ 合併前の旧市町村に該当する3地区を拠点とし、室原地区は高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要、末森地区は周辺地区との連携による農業再開エリア、津島地区は新たなまちづくりと交流エリアとして、震災前にあった環境を取り戻し、また、大堀相馬焼の里等の保全・管理を進め、町の復興・再生を図る。

- ・区域面積：約661ha
- ・計画期間：平成35年3月まで
- ・避難指示解除の目標
平成35年3月（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）



3. 避難指示解除区域での生活再開のための環境整備

- 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還した住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組む。

医療

- ・ 医療機関の再開、医療従事者確保、二次救急医療確保等を支援。

(平成29年度予算において、主に相双地域を対象として基金の積み増しを措置。)

- ・ 被災地域における地域医療の再生支援

<H29:236億円>



県立ふたば医療センター
(H30.4.1オープン予定)

介護・福祉

- ・ 福祉・介護人材確保策の充実(就職準備金の増額、応援職員の確保支援等)と介護施設等への運営支援を一体的かつ時限的に実施。

- ・ 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等

<H29:1億円、H30予算案:5億円>【新規】

教育

- ・ 「ふたば未来学園」の整備や再開した小中学校等における魅力ある教育づくりを支援。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想等に基づく浜通り地域等の将来を担う人材育成を支援。
- ・ 公立小・中学校の新設・統廃合により必要となる校舎や体育館等の新增築を支援。

- ・ 福島県浜通り地域等の教育再生

<H29:27億円、H30予算案:40億円>【拡充】

- ・ 福島再生加速化交付金

<H29:807億円の内数、H30予算案:828億円の内数>



鳥獣被害対策



- ・ イノシシ等の野生鳥獣による生活環境被害等を防止するための侵入防止柵の設置や捕獲わな数の増加など、取組を強化。

※ H30予算案において鳥獣被害対策として下記2事業で合計20億円程度を確保

- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

<H29:181億円の内数、H30予算案:150億円の内数>

- ・ 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業

<H29:2億円、H30予算案:4億円>【拡充】

買い物環境



まち なみ まるしえ(浪江町)
(H28年10月オープン)

- ・ 日常的に買い物ができる商店の開業等を支援。
地元商店による共同配達を支援。

- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
(商業施設等立地支援事業)

<H29:185億円の内数、H30予算案:80億円の内数>

- ・ 仮設店舗等の整備((独)中小企業基盤整備機構運営費交付金)
<H23~H25:352億円の内数>

- ・ 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
(生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援事業)

<H29:54億円の内数【一部基金】、H30予算案:16億円の内数>

4-1. 福島イノベーション・コースト構想の推進

- 「福島イノベーション・コースト構想」をより一層推進するため、先般の福島特措法の改正により、**構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定**。
- 昨年7月に**関係閣僚会議**を、昨年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された**分科会**を、それぞれ開催。（※前回の法定協議会において、分科会の設置を決定）

<今後の推進体制>

国

福島イノベーション・コースト構想 関係閣僚会議

メンバー：

- ・共同議長＝復興大臣、経済産業大臣
- ・メンバー＝総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

役割：

- ・関係省庁による具体的な連携の構築

国＋地元

福島イノベーション・コースト構想 推進分科会

（※福島特措法に位置付けられた分科会）

メンバー：

- ・共同議長＝内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣、福島県知事
- ・メンバー＝外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：

- ・関係省庁、県等が構想の推進に関する基本的な方針を共有



4-2. 福島イノベーション・コースト構想推進分科会の開催

- 「福島イノベーション・コースト構想推進分科会」(第1回)を、昨年11月27日に、福島市にて開催。
- 分科会では、各委員から、人材育成、雇用創出、農林業、地域との連携の重要性について指摘あり。
- 分科会における意見等を踏まえ、現在、福島県において、構想を位置付けた重点推進計画を作成中。

＜分科会における主な意見＞

1. 人材育成

➤ 構想を支える人材育成の強化

- ・双葉地方の高校の漸進的な再開・拡大
- ・大学が地域とその子供たちを支援する体制の整備
- ・将来の福島を牽引する知識の豊かな高校生の育成
- ・長期的な視点で取り組むことの必要性

2. 雇用創出

➤ 構想を地元雇用につなげていく取組の強化

- ・進出した企業の地域への定着による地元住民の雇用創出
- ・地元中小企業における事業機会の拡大

3. 農林業

➤ 福島の強みである農林業を活用した取組の強化

- ・福島の復興のための農林業分野の再生
- ・長期間放置された農地の利用方法についての検討
- ・ロボットの活用による林業分野の省力化・効率化

4. 地域との連携

➤ 地域とともに構想を推進する取組の強化

- ・拠点と地域との関わりについての共通理解を得ることの重要性
- ・地域に根差して地域の課題を解決する活動の重要性

(参考) 福島イノベーション・コースト構想 主な拠点、プロジェクト、関連 (研究) 機関等

2017年11月現在



(参考) 福島イノベーション・コースト構想推進分科会の委員

共同議長

浜田 昌良	復興副大臣
武藤 容治	経済産業副大臣、内閣府 原子力災害現地対策本部長
内堀 雅雄	福島県知事

外部有識者

浅間 一	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授
家田 仁	政策研究大学院大学教授
石橋 英雄	技術研究組合国際廃炉研究開発機構理事長
小沢 喜仁	福島大学理事・副学長
児玉 敏雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長
西郷 真理子	株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク代表取締役
瀬谷 俊雄	株式会社地域経済活性化支援機構特別顧問、株式会社東邦銀行相談役
谷内 聡	福島イノベーション・コースト構想推進企業協議会業務執行幹事
角山 茂章	福島県環境創造センター所長
西本 由美子	特定非営利活動法人ハッピーロードネット理事長
蜂須賀 禮子	大熊町商工会長
福井 邦顕	公益社団法人福島相双復興推進機構理事長（福島相双復興官民合同チームチーム長）
元木 寛	株式会社ワンダーファーム代表取締役
山名 元	原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
大倉 誠	東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社代表

15市町村長

清水 敏男	いわき市長
立谷 秀清	相馬市長
本田 仁一	田村市長
門馬 和夫	南相馬市長
佐藤 金正	川俣町長
遠藤 智	広野町長
松本 幸英	楢葉町長
宮本 皓一	富岡町長
遠藤 雄幸	川内村長
渡辺 利綱	大熊町長
伊澤 史朗	双葉町長
馬場 有	浪江町長
篠木 弘	葛尾村長
加藤 憲郎	新地町長
菅野 典雄	飯舘村長

関係省庁

向井 治紀	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理
川上 尚貴	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補
山脇 良雄	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
海堀 安喜	内閣府政策統括官（防災担当）
須藤 治	内閣府原子力災害現地対策本部副本部長
小糸 正樹	復興庁統括官
横山 忠弘	復興庁福島復興局長
宮地 毅	総務省大臣官房総括審議官
中川 健朗	文部科学省大臣官房総括審議官
安藤 よし子	厚生労働省人材開発統括官
別所 智博	農林水産省農林水産技術会議事務局長
松永 明	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長、資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監
由木 文彦	国土交通省総合政策局長
縄田 正	環境省環境再生・資源循環局長
外園 博一	防衛装備庁防衛技監

県庁

櫻井 泰典	福島県企画調整部長
飯塚 俊二	福島県商工労働部長
佐竹 浩	福島県農林水産部長
鈴木 淳一	福島県教育委員会教育長

※平成30年2月18日時点

※敬称略

5. 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれのない偏見・差別の解消に向け、**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**に基づき、関係府省庁が連携して広く国民に対して情報発信を実施。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」の3つの視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。

⇒ 今後、本戦略の具体化に向け、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信等を実施。
また、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、点検を実施。

	I「知ってもらう」	II「食べてもらう」	III「来てもらう」
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人及び外国プレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響（日常生活で被ばくをゼロにできない、放射線はうつらない等） ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
工夫の発信	受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用 等	「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえる工夫、福島県を相対化した情報発信 等	「ホープツーリズム」に関する発信、モニターツアー・被災者の生の声の発信 等

戦略に基づく今後の対応(例)

- ・ 様々な媒体を活用した放射線リスクに関する情報発信（復興庁）
- ・ 全国の小中高生を対象とした放射線副読本の改訂・普及（文部科学省）
- ・ 福島県産農林水産物の販路拡大・販売促進等の取組への支援（農林水産省）
- ・ 教育旅行を含めた福島県の国内観光振興への支援（国土交通省）

6. (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の延長について

- 東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援（最長15年間支援）。
- 平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。
- 平成30年2月、議員立法により支援決定期間を約3年間延長（⇒ 支援決定期間：平成33年3月31日まで）
- 今後見込まれる機構活用ニーズを踏まえつつ、周知・広報を実施

機構活用ニーズとして見込まれる事業者

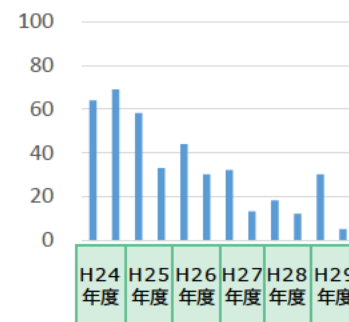
- インフラ整備の完了に伴い、仮設から本設へ移転する際の新規借入れにより債務負担が増大する事業者
- 既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れる中、資金繰りが厳しくなる事業者
- グループ補助金の自己負担分の借入れの返済猶予期限が到来し、資金繰りが厳しくなる事業者

これまでの福島県での取組状況（平成30年1月末現在）

- 相談件数：424件、支援決定件数：86件
（参考：全体）相談件数：2,729件 支援決定件数：733件
- 債権買取：77件、153億円 債務免除：64件、92億円
（参考：全体）債権買取：699件、1,309億円 債務免除：515件、650億円）
- ※ 上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。
新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。
- 事業再生計画（最長15年間）の策定、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。

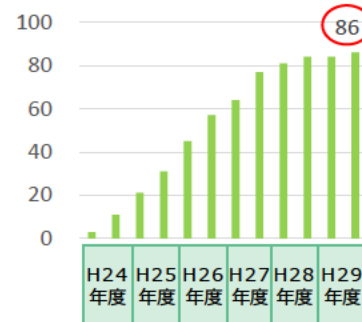
（参考）

機構への相談件数(福島県)



※ 半期ごとの相談件数の推移

支援決定件数（累計、福島県）



※ 半期末時点の支援決定件数の累計

以下、参考資料

(参考) 福島復興再生基本方針 (概要) (平成29年6月30日閣議決定)

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成29年5月19日公布・施行）及び「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（平成28年8月24日自由民主党・公明党）の内容を盛り込むため、改定。

第1部 原子力災害からの復興・再生の意義・目標

※赤字は平成29年の法改正に伴うもの

- ・福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- ・帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- ・原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

○避難解除等区域の復興・及び再生

- ・産業の復興・再生、道路等の整備、生活環境の整備等
- ・福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化）
- ・帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）

○特定復興再生拠点区域復興再生計画

- ・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置）
- ・計画の記載事項・認定基準

第3部 福島県全域の復興及び再生

○安心して暮らすことのできる生活環境の実現

リスクコミュニケーションの推進等、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア

○原子力災害からの産業の復興・再生

農林水産業や中小企業の復興・再生、商品の販売等の不振の調査等（風評対策）、職業指導等、観光振興等

○新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化

福島イノベーション・コースト構想の推進、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新エネ社会構想に係る取組の推進等

(参考)平成30年度復興庁予算案のポイント

平成30年度予算案額(復興庁所管): 1兆6,357億円 [前年度予算額: 1兆8,153億円]

復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金(190億円)
- 拡** 被災者の心のケア支援体制の構築(18億円)
- ・災害救助法による災害救助等(167億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(108億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(84億円)
- 新** 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等(5億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(2,090億円)
- ・東日本大震災復興交付金(805億円)
- ・災害復旧事業(2,064億円)
- ・社会資本整備総合交付金(復興)(961億円)
- ・農山漁村整備(225億円)
- 拡** 森林整備事業(63億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- 新** 東日本大震災事業者再生支援機構への出資金(100億円)
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(150億円)
- ・観光復興関連事業(50億円)
- ・被災地の人材確保対策事業(10億円)
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業(13億円)
- 拡** 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・福島県営農再開支援事業(130億円)
- 拡** 福島イノベーション・コースト構想関連事業(135億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(80億円) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・福島再生加速化交付金(828億円)
- ・特定復興再生拠点整備事業(690億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(150億円)
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業(4億円)
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(56億円)
- 拡** 福島県浜通り地域等の教育再生(40億円)
- 新** 放射線リスクに関する情報発信(5億円の内数)
- ・中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等(5,467億円) 等

拡 鳥獣被害対策:
計20億円程度を想定

※上記のほか、「新しい東北」の創造(8億円)、調整費(2億円)、復興庁一般行政経費等(55億円)を計上

(参考)福島復興・再生に向けた平成30年度予算案のポイント

○「復興・創生期間」に入り、さらなる福島の復興加速化に向け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を最大限に踏まえながら予算案を決定。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,669億円(1,297億円)】

○福島再生加速化交付金 【828億円(807億円)】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○復興拠点整備関係(帰還困難区域関係) 【690億円(309億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点整備に係るインフラ整備、除染・家屋解体費用等を実施。※インフラ等整備事業(福島再生加速化交付金内数)、特定復興再生拠点整備事業(690億円)

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【150億円(181億円)】

公共施設・公益的施設の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり

【7,751億円の内数(8,821億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【190(200)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【108(135)】※
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【961(1,090)】※
- ・東日本大震災復興交付金【805(525)】※
- ・災害復旧事業【2,064(2,599)】※
- ・被災者の心のケア支援事業【18(14)】※
- ・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制助成事業等【5(1)】

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【5,815億円の内数(6,909億円の内数)】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【5,585億円(6,699億円)】

- ・中間貯蔵施設の整備等【2,799(1,876)】

等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等 【40億円(37億円)】

- ・放射線リスクに関する情報発信(再掲)
- 【被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進(5)の内数(新規)】

等

③地域の生活環境の改善 【177億円(174億円)】

- ・福島県双葉郡中高一貫校設置事業【36(26)】
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(2)】
- ※鳥獣被害対策:福島生環・加速事業(150)の内数との合計20億円程度

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等

【1,058億円の内数(1,054億円の内数)】

①地域経済の再生等 【821億円(853億円)】

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【150(210)】※
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【80(185)】
- ・福島県営農再開支援事業【130(―)】

等

②福島イノベーション・コスト構想関連事業等

【136億円(103億円)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【101億円(98億円)】

- ・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
- ・観光復興関連事業【50(51)】※
- ・地域の魅力等発信基盤整備事業【2(新規)】

等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、7,477億円(29年度予算:8,209億円)。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

(備考3) 本ペーパーは、平成30年度復興庁概算決定のポイントを編集・加工したもの。

(参考)「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のポイント

検討の背景

- 福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない風評被害や偏見・差別が残っている。

例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米:福島県-全国▲765円/60kg、肉用牛(和牛):福島県-全国▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした観光業の不振(教育旅行宿泊者数:震災前比61.3%(H28年度))、学校における避難児童生徒へのいじめ等

主な原因:放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知が不十分。

「総点検」を実施

- これまで行ってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して統一的に取組を実施。

強化内容

- I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。関係各府省庁では、これを基に情報発信。

I 知ってもらう

(1) 伝えるべき対象

①児童生徒及び教育関係者、②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般

(2) 伝えるべき内容

①放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ 日常生活で放射線被ばくゼロにはできない、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない、放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる等の8項目

②食品及び飲料水の安全性 ⇒ 世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること等の3項目

③これらに加え、復興が進展している被災地の姿等を発信することを明示

(3) 発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①児童生徒への放射線教育 ⇒ 本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施

②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

Ⅱ 食べてもらう

(1) 伝えるべき対象

①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制 等

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信

②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を通じた販売場所の情報発信 等

②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

Ⅲ 来てもらう

(1) 伝えるべき対象

①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策 等

(3) 発信の工夫

①教育旅行関係者 ⇒ 「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、「Fukushima」の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等

③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「コヴィレツジ」や「コミュタン福島」の紹介

②海外からの旅行者の回復 ⇒ 東北を対象としたプロモーション、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等

今後の取組

(1) 政府全体の取組

- 戦略の具体化に向け、関係府省庁において、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、工夫を凝らした情報発信を実施。復興庁においては、いち早く戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成。また、メディアミックスによる情報発信を実施。

(2) 今後のフォローアップ

- 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。